

## 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 21 年 7 月 20 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、広島県庁の外来者駐車場（以下単に「外来者駐車場」という。）の目的外利用の疑いに関する事実関係を把握し、それに対応した具体的な内容など（以下「本件請求文書」という。）及び外来者駐車場の目的外利用の疑いという問題を解決するために広島県庁が行った具体的な対応策の内容が分かる文書（以下「別件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対して、本件請求文書について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 21 年 8 月 4 日付けで異議申立人に通知した。

なお、別件請求文書に関しては、行政文書部分開示決定を行い、同日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 21 年 9 月 6 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による改正前のもの）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、外来者駐車場の利用に関して、総務室の職員及び駐車場の警備員が、当該駐車場を目的外利用している疑いがあるケースが多発（増加）している旨言明していることを隠匿しようとして画策した処分であることから、本件処分を取り消し、開示請求の対象とした文書を速やかに適正に開示するよう要求する。

平成 21 年 7 月 9 日に駐車整理票の取扱いに関して抗議した際、総務室の職員及び

駐車場の警備員が、私のほか数名の職員に対して言明した、外来者駐車場を目的外利用している疑いがあるケースが多発（増加）しているという事実を黙認し続けている外来者駐車場に関する歴代の管理責任者による行政手法（裁量権の濫用及び職務怠慢を含む。）に対して、重ねて抗議する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

駐車整理票は、本件請求当時、外来者駐車場を利用しようとする際に、外来者駐車場等を管理委託している民間事業者の警備員から外来者駐車場の利用者に手渡されるものであり、利用者に、①利用者名、②連絡先の電話番号、③用務先、④自動車登録番号、⑤入庁時刻及び⑥退庁予定時刻の各項目を記載させることとしていた。

利用者から記入が済んだ駐車整理票を受け取った警備員は、記入された用務先の内容に基づき、県庁に用務かあるかないかの判断を行い、必要に応じて口頭質問を行っている。

警備員による口頭質問については、文書による記録は行っておらず、また、総務課への報告も口頭で行っている。

また、担当者が状況のメモなどを行うことはあり得るが、これは単なる状況のメモにすぎず、対応終了後に保管を行う必要性はないため、これらのメモの保管は行っていない。

以上により、本件請求文書を不存在とした本件処分は妥当である。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件請求について

本件請求は、外来者駐車場の目的外利用の疑いに関する事実関係を把握し、それに対応した具体的な内容に関する文書の開示を求めるものであり、実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする本件処分を行った。

これに対して異議申立人は、本件処分は実施機関の職員等による発言を隠匿しようとして画策したものであり、本件請求文書を速やかに適正に開示するよう要求している。

##### 2 本件請求文書について

実施機関は、本件請求において本件請求文書と同時に請求されている別件請求文書については、「提言への対応（案）」及び「注意喚起文書の配付（案）」（以下これらを「別件開示文書」と総称する。）と題する2つの文書を特定し、行政文書部分開示決定を行っている。

別件開示文書は、広島県庁に用事がないにもかかわらず外来者駐車場を利用している旨指摘をする外部からの投書に対する実施機関の対応方針について伺った決裁文書及び外来者駐車場の利用者に対して県庁に用務がない場合に駐車をしないよう呼びかける配付文書の案である。別件開示文書は、本件請求文書にも該当し得ると考えられることから、実施機関に、本件処分を行うに当たり、本件請求文書をどのように捉え

たのかを確認したところ、本件請求文書は、実施機関自らが目的外利用の疑いに関する事実関係を把握したもの及びその対応についての文書であると捉えたということであった。

本件請求文書と別件請求文書は、同一の開示請求書で請求されたものであり、通常、同一の開示請求書において、同一趣旨の開示請求を2件行うことはないと考えられるから、実施機関がこのように捉えたことは、不自然とはいえない。

よって、以下、実施機関が捉えた請求の趣旨に沿って、本件請求文書の存否について検討する。

### 3 本件処分の妥当性について

異議申立人は、平成21年7月9日に駐車整理票の取扱いに関して抗議した際、実施機関の職員及び駐車場の警備員が、外来者駐車場の目的外利用が疑われるケースが多発していると言明した旨主張している。そこで、当審査会から実施機関に対して、平成21年7月9日に、実施機関の外部の者から駐車整理票に関する抗議を受けた事実の有無について確認したところ、1件あったということであり、その際のやり取りを記録した「駐車場利用者からの苦情について」と題する聞取書（以下「本件聞取書」という。）が提出された。

本件聞取書には、氏名等は記載されていないものの外来者駐車場の利用者（以下「本件利用者」という。）に対して、実施機関の職員と外来者駐車場の管理委託業者の警備員（以下「本件警備員」という。）が応対した状況が記載されていることから、異議申立人が指摘する「言明した」とは、本件聞取書に記載された内容の発言を指しているものと認められる。

本件聞取書によれば、本件警備員の発言内容は、駐車整理票に氏名を記載しない利用者を報告するものであって、そのことを目的外利用であると指摘したものではない。

また、実施機関の説明によると、駐車整理票は、緊急連絡が必要な場合等、当日の駐車場管理のみに使用するものであり、駐車整理票に用務先等が記載されていれば、県庁への用務による外来者駐車場の利用とみなしていたということである。

そうすると、実施機関にとって、外来者駐車場の目的外利用であるか否かについて把握すること、その疑いがあった場合に、明確に指摘することは困難であったものと考えられる。

さらに、実施機関に外部から外来者駐車場の目的外利用ではないかとの通報が寄せられたこともあり、その内容を把握するため、外来者駐車場等を管理委託している民間事業者の警備員に対して、疑わしいと思う事例があった場合は利用者に注意するとともに、総務課へ報告するよう指示していたというが、この指示は口頭で行われたとのことであった。そして、報告を受けた総務課の担当者は、利用者の入庁の有無を確認し、入庁がない場合は用務の有無の確認等を行っていたが、警備員からの報告は口頭であり、また、駐車整理票に必要事項の記載があれば明確に目的外利用とは指摘できないため、その記録もないということであった。

このように、実施機関においては、外来者駐車場の目的外利用を把握しがたい状況にあり、その疑いに関して警備員から報告を受けてはいたものの、当該報告に関する

行政文書を作成しておらず、本件請求文書は存在しないとの実施機関の説明も、不自然とまではいえない。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

#### **4 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
21. 11. 12	・ 諮問を受けた。
30. 4. 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
30. 5. 23	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
30. 6. 25	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
31. 3. 20 (平成 30 年度第 12 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 （ 部 会 長 ）	広島修道大学教授